

初診時選定療養費について

INFORMATION

初診時選定療養費の改定について

令和4年4月より「国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、200床以上の地域医療支援病院では、初診時の選定療養費を7,000円以上徴収することが義務化されました。これに従い、令和4年10月1日より、下記の通り改定させていただきます。

令和4年9月30日まで

5,500円(税込)



令和4年**10月1日**から

7,700円(税込)

※紹介状をお持ちの方は、初診時選定療養費はかかりません。
※初診時選定療養費をいただく場合は、初診料288点から200点を控除させていただきます。

初診とは

- ・当院を初めて受診される方
- ・以前に当院を受診され病気が治癒もしくは治療が終了(中断)しその後受診された方

初診時の 選定療養費を いただかない方

- ・紹介状を持参された方
- ・救急車で来院して緊急な診療を必要とされた方
- ・公費負担医療制度の受給者の方(こども医療、母子医療の方はいただきます)

より安心な医療を
受けるために

日常的な診察や健康管理をしてくれる
「かかりつけ医」(診療所・クリニック等)を持ちましょう

かかりつけ医のメリット



近くにいて安心感

あなたやあなたの家族みんなの症状、病歴、健康状態をよく知っているのので、いざという時にすぐに相談できます。



時間を有効に使える

比較的待ち時間が短く、受付も簡単で、日ごろの健康状態も含め、納得のいく治療方針を検討してくれます。



かかりつけ医からの 紹介が可能

専門的な診療や高度な検査が必要な場合、「紹介状」「保険証」「診察券(お持ちの場合)」をお持ちになり、中央受付までお越しください。